

弘環発第57号  
令和2年7月27日

弘前市廃棄物減量等推進審議会  
会長 内山 大史 様

弘前市長 櫻田 宏

弘前市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）

弘前市一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年2月27日弘前市条例第96号）第21条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（担当）

市民生活部環境課廃棄物政策係 成田

電話 0172-32-1969（直通）

FAX 0172-37-7271

## 諮問の趣旨

本市では、平成28年4月に貴審議会の意見を踏まえ、現行の「弘前市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、【オール弘前体制で実現する「循環のまち弘前」】を基本理念に、ごみの減量化・資源化にかかる様々な取組を実施してきました。

しかしながら、目標値として設定した「一人一日当たりのごみ排出量」や「リサイクル率」などの数値は、県や全国の平均値と比べ、なお低迷する状況にあります。

また、国が平成30年6月に策定した「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、「地域循環共生圏形成による地域活性化」や「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」などが新たな政策の柱とされたところであり、持続可能な社会の実現に向け、これまで以上に地域社会全体での取組の強化が求められています。

本計画では、計画期間の半分が経過する令和2年度を中間目標年度に設定し、ごみ減量化などの進捗や計画に掲げる各施策の進捗、事業内容などについて評価を行うとともに必要な改定を行う旨を規定しており、中間目標年度を迎える本年、計画期間の後期に向け、前期の状況を踏まえるとともに社会情勢や国の政策に鑑み、市全体が一丸となってごみ問題に真剣に向き合い、更なるごみの減量化・資源化を進めるための新たな基本理念・基本方針の設定や施策の検討が必要になっています。

このようなことから、循環型社会の形成と持続可能で良好な環境の実現を目指し、現状に即した的確な施策を展開するため、現行の「弘前市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行うものであります。

つきましては、計画の改定にあたり、本市の最上位計画である「弘前市総合計画」に掲げる目指す将来都市像「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」を体現するように、市民・事業者・行政が一体となり、基本理念や更なる減量化・資源化に向けた施策などについて、専門的な視点に加え、生活者、事業者の視点をも踏まえたご議論をいただきたく、貴審議会にご審議をお願いするものです。

## 諮問事項

- (1) 新たな基本理念・基本方針について
- (2) 最終目標値の設定について
- (3) 更なるごみの減量化・資源化に向けた施策について